

平成31(2019)年2月1日から

クレオ大阪中央・南・東

ホールの使用申込手続きが変わります

クレオ大阪ホールの利用を希望される皆様の利便性の向上と利用促進を目的として、センター条例施行規則を一部改正しました。

① ホールの申請受付開始日が変わります（ホールの抽選会を月初の開館日に実施）

施設	受付開始日	受付開始時間	受付終了日
ホール	(新) 使用日の12月前の日が属する月の初日※ (旧) 使用日の12月前の日(中央) 使用日の6月前の日(南・東)	午前10時～	使用日の7日前まで
その他の施設 (会議室・研修室等)	使用日の3月前の日	午前10時～ 西部館は午前9時30分～	使用日まで (受付終了21時)
(参考) こども文化センター	使用日の6月前の日	午前9時30分～	使用日の30日前まで

※受付開始日が休館日の場合は、翌開館日となります。

詳しくは抽選会カレンダー(<http://www.creo-osaka.or.jp>)をご参照ください。

ホールの吊天井耐震工事により、ホールの供用を休止します

南部館 2019年8月1日から、2020年2月29日まで。

東部館 2019年8月1日から、2020年3月16日まで。

南部館と東部館の規則改正後の最初の抽選会は、2019年3月1日(金)に実施します。

② ホールと一体的に使用するその他の施設(会議室・研修室等)の受付開始日が変わります

中央館・南部館・東部館のその他の施設(会議室・研修室等)を各館のホールと一体的に使用する場合、ホールと同様、使用日の12月前の日が属する月の初日が受付開始日となります。

【ご注意ください】

ホールの抽選会において、ホールのみを申込み、後日その他の施設(会議室・研修室等)を追加で申込み場合は、その他の施設の抽選会(使用日の3月前の日※)に参加していただく必要があります。

※休館日の場合は、翌開館日となります。

③ 南部館・東部館の施設使用料の還付について（キャンセル申請による還付対象期間を変更）

施設	「全額」還付の対象となる期間	「半額」還付の対象となる期間
ホール	(新) 使用日の4月前の日以前の日まで (旧) 使用日の3月前の日以前の日まで	(新) 使用日の2月前の日まで (旧) 使用日の1月前の日まで
その他の施設 (会議室・研修室等)	使用日の1月前の日まで	—

・ホールと一体的に使用するその他の施設(会議室・研修室等)については、ホールの場合と同様です。

・平成31年7月31日以前の使用分については、改正前の規定が適用されます。

【ご注意ください】

「キャンセル申請書」(様式)を上表の期間内に必ずクレオ大阪各館に提出ください。